

受動喫煙防止対策専門部会における協議等について

【御意見等を伺いたい事項】

- ①当専門部会の委員として、事務局としては下記2（1）のとおり考えておりますが、御意見等を伺います。
- ②令和4年度の当専門部会の協議内容について、事務局としては下記3のとおり考えておりますが、御意見等を伺います。

1 関係規定

【道民の健康づくり推進協議会設置要領】

5 専門部会の設置

- (1) 委員長は、必要があると認めたときは、専門部会を設置することができる。
- (2) 専門部会の委員は、委員長が指名する。
- (3) 専門部会は、委員長が招集し、委員長から付託された事項を協議する。

【受動喫煙防止対策専門部会設置要領】

3 組織

- (1) 専門部会は、道民の健康づくり推進協議会の委員及び必要に応じ召集する特別委員で組織する。
- (2) 部会には、委員の互選により部会長を置く。

4 運営

- (1) 会議は、道民の健康づくり推進協議会設置要領5の（3）に基づき、道民の健康づくり推進協議会の委員長が招集する。
- (2) 略

2 委員構成

(1) 協議事項（事務局案）

※昨期と同様

区分	所属・職名	氏名	備考
委員	札幌医科大学医学部 教授	大西 浩文	委員長の指名
	(一社)北海道歯科医師会 常務理事	田西 亨	委員長の指名
	(公社)北海道労働基準協会連合会 専務理事	佐藤 尚	委員長の指名
	北海道市長会 事務局長	出井 浩義	委員長の指名
	北海道町村会 事務局長	山内 康弘	委員長の指名

(2) 報告事項

今期は下記のとおり参画を依頼します。

区分	所属・職名	氏名	備考
特別委員	(一社)北海道医師会 常任理事	笹本 洋一	継続

3 協議内容（案）

協議内容	開催回数
・受動喫煙防止対策専門部会における部会長の選任について ・「北海道受動喫煙防止対策推進プラン」の進捗状況について	2～3回程度